

## 第14節 奨学育英

### 1 福島県奨学資金貸与制度

この制度は、福島県出身の高等学校・高等専門学校の生徒又は大学の学生でありながら、経済的理由により、修学困難と認められる者に対して奨学資金を貸与し、もって教育の機会均等を図り、健全な社会の発展に貢献することを目的として、昭和27年に発足したものであり、その実施状況は次のとおりである。

#### (1) 出願資格

- ① 高等学校（福島県内に所在するものに限る）高等専門学校又は大学に在学し、品行が正しく学術にすぐれ、身体が強健であること。
- ② ア 高等学校又は高等専門学校に在学している者にあつては、福島県内に引き続き6ヵ月以上住所を有すること。  
イ 大学に在学している者は、下記のいずれかに該当し、大学に入学するまで又は大学に入学の目的をもって住所を移転するまで、福島県内に引き続き6ヵ月以上住所を有していた者であること。  
（ア）福島県内に所在する高等学校を卒業した者。  
（イ）大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者で、合格当時福島県内に住所を有していた者。
- ③ 経済的理由により、修学が困難であると認められる者であること。
- ④ 学力、収入状態が推せん基準に合致するものであること（重複採用を避けるため、日本育英会が募集している奨学生との併願は認めない）。

#### (2) 奨学資金の貸与月額

区 分	昭和55年度以前採用者	昭和56年度以降採用者
高等学校 奨学生	国公立 5,000円	国公立 7,000円
高等専門学校	私立 7,000円	私立 10,000円
大学奨学生	国公立 11,000円	国公立 15,000円
	私立 14,000円	私立 20,000円

#### (3) 貸与期間

奨学生の在学する学校の正規の修業期間

#### (4) 奨学資金の返還

卒業の月の6ヵ月後から起算して、7年以内に、貸与を受けた奨学資金の全額を半年賦で返還する。なお、利子は無利子とする。

また、貸与期間の満了、退学、奨学資金の辞退及び奨学資金貸与制度の廃止の場合も同様とする。

#### (5) 募 集

昭和56年4月10日から5月9日までを募集期間として各高等学校、主要大学に通知し、同時に報道機関を通じて広報する等して制度の周知を図った。

### (6) 昭和56年度貸与状況

区 分	継続貸与	新規貸与		計
		応募者数	採用者数	
高等学校 高等専門学校	人 163	人 69	人 68	人 231
大 学	人 258	人 147	人 110	人 368
計	人 421	人 216	人 178	人 599

### 2 福島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与制度

この制度は、働きながら福島県内の高等学校の定時制課程又は、通信制課程に在学する生徒（広域通信高校に在学する者で県内に住所を有する者を含む）で、経済的理由により修学困難と認められる者に対し、修学資金を貸与することによりこれらの者の修学を促進し、教育の機会均等を図ることを目的として、定時制については、昭和49年度、通信制については、昭和53年度より国から補助を受けて発足したものであり、その実施状況は、次のとおりである。

#### (1) 貸与資格

- ① 卒業を目的として本県内の高等学校の定時制課程又は、通信制課程に在学している者であること。  
ただし、広域通信制（学校教育法第45条第3項の規定による文部大臣の承認に係る監督庁の許可を得た高等学校の通信制課程）に在学する者にあつては、県内に住所を有する者であること。
- ② ア 経済的理由により著しく修学が困難な者で、その者の年間の所得が138万円以下の者であること。  
イ その生徒が扶養家族（税法上の扶養親族）を有している場合はその生徒の年間所得が所得税法に基づき課税の対象とならない額の最高額の135%以下であること。  
ウ 生徒を扶養親族としている者がいる場合（生徒の年間収入が70万円以下であつて、その生徒が税法上の扶養親族として認定されていること）は、その扶養している者の年間所得が所得税法に基づき課税の対象とならない額の最高額の135%以下にあること。
- ③ 経常的収入を得る職業に就いていること。
- ④ 日本育英会の奨学金又は福島県奨学資金の貸与を受けていない者であること。

#### (2) 修学資金の貸与月額

定時制課程	
1 学年	7,000円
2 学年～4 学年	6,000円
通信制課程	
1 年次生	7,000円
2 年次生～4 年次生	6,000円

#### (3) 貸与期間

修学資金の貸与を受けた月数を通算して4年以内とする。